

静岡市行政不服審査法等施行条例（平成28年静岡市条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>静岡市行政不服審査法等施行条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）<u>等</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（弁明書の添付書類）</p> <p>第2条 処分庁は、法第29条第3項第1号に規定する弁明書を提出する場合において、次に掲げる書類を保有するときは、当該弁明書にこれを添付するものとする。</p> <p>（1）静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書</p> <p>（2）静岡市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第3条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定による閲覧に係る手数料は、静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の規定にかかわらず、無料とする。</p> <p>2 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の</p>	<p style="text-align: center;"><u>静岡市行政不服審査法施行条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（弁明書の添付書類）</p> <p>第2条 処分庁は、法第29条第3項第1号に規定する弁明書を提出する場合において、次に掲げる書類を保有するときは、当該弁明書にこれを添付するものとする。</p> <p>（1）静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書</p> <p>（2）静岡市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第3条 法第38条第1項（法第9条第3項及び<u>個人情報保護法</u>に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定による閲覧に係る手数料は、静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の規定にかかわらず、無料とする。</p> <p>2 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の</p>

法令において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「政令」という。)第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては1枚につき10円(カラーで複写し、又は出力する場合にあっては、50円)とし、日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては実費とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 政令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(令2条例1・一部改正)

(交付手数料の減免)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による手数料の減額又は免除は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる場合に行うことができる。

法令において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「政令」という。)第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては1枚につき10円(カラーで複写し、又は出力する場合にあっては、50円)とし、日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては実費とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 政令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(令2条例1・一部改正)

(交付手数料の減免)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに他の法令において準用する場合を含む。)の規定による手数料の減額又は免除は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる場合に行うことができる。

2 前項に規定する手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面には、同項に規定する者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（静岡市行政不服審査会）

第5条 法第81条第1項の規定に基づき本市に設置する機関の名称は、静岡市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

（組織）

第6条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 前項に規定する手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第38条第1項（法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面には、同項に規定する者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（静岡市行政不服審査会等）

第5条 法第81条第1項の規定に基づき本市に設置する機関は、次の各号に掲げる諮問の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

（1）法第43条第1項の規定による諮問 静岡市行政不服審査会

（2）個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第××号）第46条第1項の規定による諮問 静岡市個人情報保護審査会

（組織）

第6条 静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、それぞれ委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員)

第7条 静岡市行政不服審査会の委員はその権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、静岡市個人情報保護審査会の委員は個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(静岡市個人情報保護審査会の調査権限)

第10条 静岡市個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、審査庁又は処分庁に対し、開示決定等（個人情報保護法第78条第1項第4号の開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（個人情報保護法第94条第1項の訂正決定等をいう。以下同じ。）又は利用停止決定等（個人情報保護法第102条第1項の利用停止決定等をいう。以下同じ。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項の保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、静岡市個人情報保護審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査庁又は処分庁は、静岡市個人情報保護審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 静岡市個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、審査庁又は処分庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を静岡市個人情報保護審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、静岡市個人情報保護審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付)

第11条 静岡市個人情報保護審査会は、前条第3項又は法第81条第3項において準用する法第74条若しくは第76条の規定による主張書面又は

(調査審議の手続の併合又は分離)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(提出資料の閲覧手数料への準用)

資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録にあつては、これに記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人、参加人又は審査庁若しくは処分庁（以下「審査請求人等」という。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 静岡市個人情報保護審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、静岡市個人情報保護審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続等の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書（静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第2条第2項に規定する公文書という。）は、公開しない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第13条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(提出資料の閲覧手数料への準用)

第11条 第3条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧に係る手数料について準用する。

(交付の求め)

第12条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第16条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第13条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したも

第14条 第3条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧に係る手数料について準用する。

(交付の求め)

第15条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第19条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したも

のの交付

(提出資料の交付手数料の額)

第14条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する条例で定める手数料の額は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては1枚につき10円（カラーで複写し、又は出力する場合にあっては、50円）とし、日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては実費とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(令2条例1・一部改正)

(提出資料の交付手数料の減免)

第15条 第4条の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定による手数料の減額又は免除について準用する。この場合において、第4条第2項中「法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(送付による交付)

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、第14条に規定する手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁

のの交付

(提出資料の交付手数料の額)

第17条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する条例で定める手数料の額は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては1枚につき10円（カラーで複写し、又は出力する場合にあっては、50円）とし、日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては実費とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(令2条例1・一部改正)

(提出資料の交付手数料の減免)

第18条 第4条の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定による手数料の減額又は免除について準用する。この場合において、第4条第2項中「法第38条第1項（法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(送付による交付)

第19条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、第17条に規定する手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁

的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第18条 第5条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第19条 第7条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第22条 第7条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の施行に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、現に静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第××号)附則第2項の規定による廃止前

の静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）第43条第1項の規定により置かれている静岡市個人情報保護審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定により置かれる静岡市個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。